平成２４年（フ）第２６７号
川崎市川崎区藤崎２丁目17番８号　メゾンＳＵＹＡＭＡ102号
破産者　新山　勝廣
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７５７号
愛知県津島市埋田町１丁目70番地　アメニティプラザＤ棟101号
破産者　大鹿　　聡
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３５号
愛知県弥富市平島町喜右味名38番地１　ポートタウンＣ―105
破産者　丸山　宏美
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１６号
名古屋市守山区小幡中１丁目12番14号
破産者　中村　靖治
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０９号
大阪府東大阪市小阪１丁目７番２―228号
破産者　ナカムラ精工こと　中村　吉保
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４９号
大阪府八尾市北本町２丁目８番19号
破産者　西田百合子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０５号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目10番10号
破産者　保井　孝介
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５９号
大阪府池田市旭丘１丁目10番15号
破産者　又吉　正昭
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８号
兵庫県西宮市六軒町２番２―104号、前住所兵庫県西宮市泉町１番55号
破産者　峯野　吉博
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３７号
山口県宇部市五十目山町10番37―３号
破産者　森脇　正行
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３９０号
佐賀県小城市小城町畑田2687番地２
破産者　小佐井利美
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
佐賀県佐賀市新栄西２丁目１番31号
破産者　一ノ瀬　健
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
金沢市本多町２丁目14番３号
破産者　松田　幸一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県篠山市西古佐232番地８、開始決定時の住所兵庫県丹波市柏原町柏原５番地１
破産者　谷口　芳規
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
広島県尾道市長江３丁目15番35号
破産者　住田　　成
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
沖縄県中頭郡北谷町美浜３丁目２―１　ライオンズ美浜マリンシティ806号、旧住所広島県福山市新市町大字下安井70番地１
破産者　佐藤　澄江
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０８号
福岡市西区姪浜駅南２丁目21番13―301号、開始決定時の住所山口県宇部市笹山町１丁目12番６―301号
破産者　安部　雄一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部